

大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金交付要綱を廃止する要綱

大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 14 日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の前に、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号）第 5 条第 1 項の規定により、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金の交付の決定を受けた事業者については、令和 12 年 3 月 31 日までの間は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。